

原 議 永 年 保 存				
共	00	00	10	31

宮 本 規 第 3 5 3 号
平成 2 7 年 2 月 1 6 日
宮 城 県 警 察 本 部 長

県 本 部 各 部 課 長 殿
県 下 各 警 察 署 長

モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例及び認定の事務処理要領について（通達）

モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラー（以下「モーターホーム等」という。）に係る保管場所の証明等の事務については、「モーターホームに係る使用の本拠の位置の特例措置に伴う保管場所証明事務処理要領の制定について（通達）」（平成7年9月1日付け宮本規第749号）及び「ボート・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例措置に伴う保管場所証明事務処理要領の制定について（通達）」（平成10年9月16日付け宮本規第277号）（以下これらを「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、旧通達を整理統合し、下記のとおりモーターホーム等に係る保管場所の証明等の事務を行うこととしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 モーターホーム等における使用の本拠の位置の特例の趣旨

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）における「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地をいうものと解されているが、モーターホーム等については、その形状、使用実態等を踏まえ、当該自動車の所有者の住所地以外の場所であっても、第三者による厳格な保管管理が行われている施設に保管され、当該施設を当該自動車の使用の事実上の拠点とすることが確実に見込まれる場合には、当該施設を使用の本拠の位置として一般的に認定することができることとしているものである。

2 使用の本拠の位置の特例措置

(1)の要件を満たす自動車であって、(2)の要件を満たす自動車の保管施設（以下「自動車保管施設」という。）に一定期間継続してその保管管理を委託されているものについては、当該施設を当該自動車の使用の本拠の位置として認める。

(1) 対象となる自動車

ア モーターホームについては、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号。運輸省自動車局長通達。以下「自動車局長通達」という。）に規定する特種用途自動車である「キャンピング車」であって、次のいずれかに該当する大きさの自動車であること。

(ア) 自動車の長さ

5.7メートルを超えるもの

(イ) 自動車の幅

1.9メートルを超えるもの

イ ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーにあつては、自動車局長
通達に規定する特種用途自動車である「ボートトレーラ」又は「キャンピング
トレーラ」に該当するものであること。

(2) 自動車保管施設の要件

自動車を保管する施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合するもので
あること。

ア 自動車の保有者からの委託を受けて業として自動車の保管管理を行うもので
あること。

イ 管理人が指定されており、当該自動車の出入庫の状況が台帳等により記録さ
れていること。

3 認定の事務処理要領

(1) 事務処理要領

モーターホーム等の保有者から自動車保管施設を当該モーターホーム等の使用
の本拠の位置及び保管場所の位置とする登録自動車の保管場所証明の申請又は登
録自動車若しくは軽自動車の保管場所の届出（以下これらを「申請等」という。）
があつたときは、次の要領により処理すること。

ア 申請等に係る自動車の確認

次に掲げる書面の提出を求め、申請等に係る自動車が前記2-(1)の要件を満
たしていることを確認すること。

(ア) 申請等に係る自動車が新規に登録を受けようとする自動車又は新規に運行 の用に供しようとする軽自動車である場合

自動車予備検査証又はその写し（これらの書面がない場合にあっては、申
請に係る自動車の長さ、幅及び付帯する設備の配置状況を記載した図面（カ
タログでも可））

(イ) 前記(ア)以外の場合

自動車検査証又はその写し

イ 申請等に係る自動車保管施設の確認

自動車の保管に係る契約書又はその写しを求めるとともに、自動車保管施設
調査報告書（別記様式）を参考に現地調査を行い、申請等に係る自動車保管施
設が前記2-(2)の要件を満たしていることを確認すること。

なお、前記2-(2)に掲げる基準への適合の有無は、それぞれ、次により判断
するものとする。

(ア) 前記2-(2)-アの基準

a 契約の期間がおおむね6か月以上であること。

b 契約の内容が駐車場所の賃貸借契約ではなく、契約に係る自動車の保管

管理の委託を内容とするものであること。

- c 契約の内容に自動車の点検・整備の委託が含まれていること。
- d 自動車保管施設としての事業の継続性が認められること。

(1) 前記2-(2)-イの基準

- a 管理人が指定され、当該管理人が不在のときは、門扉に施錠する等の措置が講じられること。
- b 自動車の出入庫の状況について、個々の自動車ごとに台帳等により記録されていること。

なお、「台帳等」には、磁気カード等も含まれる。

- c 自動車の出入庫の状況の記録は、当該管理人の責任において行われること。

なお、管理人が不在のときに自動車の所有者等が当該自動車の出入庫をすることは妨げられるものではないが、その際には、当該自動車の所有者等が当該管理人にあらかじめその旨を連絡し、当該自動車の出入庫の状況を当該台帳等に記録した上で、当該管理人が確認する等の措置が講じられることが必要となる。

(2) 留意事項

ア 交通部交通規制課との連携

モーターホーム等の所有者から自動車保管施設を使用の本拠の位置とする申請等を受理しようとする場合又は自動車保管施設を開設しようとする者からの相談等で疑義が生じた場合は、交通部交通規制課の指示を受けた上で、適切に対応すること。

イ 申請等に係る書面が不備である場合における取扱い

モーターホーム等の所有者が申請等を行う際に、前記(1)-ア又はイの書面を提示することができなかつた場合であっても、当該申請等を受理した上で、これらの書面を後日提出するよう求めること。

ウ 現地調査

- (ア) 自動車保管施設が前記2-(2)の要件を満たしていることを確認するための現地調査は、保管場所の証明事務を担当する警察職員が行うこと。
- (イ) 前記(ア)の現地調査は、当該自動車保管施設をモーターホーム等の使用の本拠の位置とする申請等が初めてされたときに行うこととし、それ以降にされた申請等については、通常の現地調査で足りるものとする。

4 その他

(1) 適切な教示

自動車保管施設を開設しようとする者から相談等がなされた際には、自動車保管施設に対する指導事項（別紙）を参考に適切な教示を行うこと。

(2) 認定後の指導等

前記2-(2)の要件を満たしていることが確認された自動車保管施設において、

その後モーターホーム等の管理が適切に行われておらず、又は行われないおそれがある場合には、警察署長は、自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき当該保管施設の管理者等から報告又は資料の提出を求め、適正な保管管理が行われるように指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず自動車の管理が適切に行われない場合には、以後、当該自動車保管施設を使用の本拠の位置と認定する運用を停止すること。

年 月 日

警察署長 殿

所属
階級
氏名

印

自動車保管施設調査報告書

見出しの調査を平成 年 月 日に実施した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

- 1 施設所在地
- 2 施設名称
- 3 施設管理者
(住所)
(氏名)
(連絡先)
- 4 調査結果
適 否
- 5 調査内容

契約事項	期 間	おおむね6か月以上としているか。	適	否
	内 容	自動車の保管管理の委託を内容とするものとなっているか。	適	否
		自動車の点検・整備の委託が含まれているか。	適	否
管理形態	形 態	管理人が指定されているか。	適	否
		管理人が不在のときは、門扉に施錠する等の措置が講じられているか。	適	否
	記 録	台帳等により出入庫を記録できる体制となっているか。(磁気カード等による記録も可)	適	否
そ の 他		施設に出入りするための道路は、特例措置に係る自動車が通行するに足りる幅員を有しているか。	適	否
		施設に出入りするための道路について、道路交通法第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制が行われていないか。	適	否
		他の法令により、自動車の保管場所として不相当であるとされる場所ではないか。	適	否

- 6 調査結果が否である場合における具体的な理由

別紙

自動車保管施設に対する指導事項

自動車の保管施設（以下「自動車保管施設」という。）の設置者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）を遵守するとともに、次の事項について誠実かつ適切に対応することにより、自動車の保管管理に努めるものとする。

1 対象となる自動車の要件

- (1) モーターホームについては、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月5日付け自車第880号。運輸省自動車局長通達。以下「自動車局長通達」という。）に規定する特種用途自動車である「キャンピング車」であって、次のいずれかに該当する大きさの自動車であること。
 - ア 自動車の長さ 5.7メートルを超えるもの
 - イ 自動車の幅 1.9メートルを超えるもの
- (2) ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーにあつては、自動車局長通達に規定する特種用途自動車である「ボートトレーラ」又は「キャンピングトレーラ」に該当するものであること。

2 自動車保管施設の要件

自動車を保管する施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- (1) 自動車の保有者からの委託を受けて業として自動車の保管管理を行うものであること。
 - ア 契約の期間は、おおむね6か月以上であること。
 - イ 契約の内容は、単なる駐車場所の賃貸借契約ではなく、契約に係る自動車の保管管理の委託を内容とするものであること。
 - ウ 契約の内容に自動車の点検・整備の委託が含まれていること。
- (2) 管理人が指定され、当該自動車の出入庫の状況が台帳等により記録されていること。
 - ア 管理人が指定されていることが必要であり、当該管理人が不在のときは、門扉に施錠する等の措置が講じられること。
 - イ 自動車の出入庫の状況について、個々の自動車ごとに台帳等により記録されていること。

なお、「台帳等」には、磁気カード等も含まれる。
 - ウ 自動車の出入庫の状況の記録は、当該管理人の責任において行われること。

なお、管理人が不在のときに自動車の保有者等が当該自動車の出入庫をすることは妨げられるものではないが、その際には、当該自動車の保有者等が

当該管理人にあらかじめその旨を連絡し、当該自動車の出入庫の状況を当該台帳等に記録した上で、当該管理人が確認する等の措置が講じられること。

3 報告

管理者等は、当該施設の所在地を管轄する警察署長に次のとおり通報するとともに、警察署長の求める必要な報告等に誠実に協力するものとする。

- (1) 管理者等は、自動車の保有者が保管管理の契約を解約したときは、警察署長に通報すること。
- (2) 管理者等は、自動車の保有者が保管管理契約に違反し、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を行い、又は行っているおそれがあると認めるときは、警察署長に通報すること。